

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷四十二第

行發日一月一年六十正大

租稅の目的と實體 教授 法學博士 神戸 正雄

再マルクスの社會的意識形態について 教授 法學博士 河上 肇

土地の非資本的性質に就て 教授 法學博士 河田 嗣郎

徳川時代の農民逃散 教授 經濟學士 黒正 巖

經濟學の根柢をなすの公益的精神に就て 助教授 法學士 石川 興二

露西亞の産業組合運動 助教授 經濟學士 八木芳之助

フイジオの勞賃論と「純收入」 講師 經濟學士 森 耕二郎

日支通商航海條約改正について 教授 法學博士 末廣 重雄

國庫預金制度と兌換券發行高との關係 助教授 法學士 沙見 三郎

武士階級の窮乏 教授 經濟學博士 本庄榮治郎

家族統計概論 教授 法學博士 財部 靜治

海運勞務の提供に要する原費 教授 經濟學博士 小島昌太郎

琉球と慶長役 教授 法學博士 山本美越乃

誤れる植民政策の畸形兒 琉球と慶長役 (四)

山本美越乃

琉球の運命に一大轉期を劃したる慶長の役の原因に就ては、或は之を以て島津氏の積年の野心に歸し、即ち明國との通商貿易に依りて從來琉球の收め來れる巨利を横取せんが爲めには、琉球を自己の支配の下に置くの必要あるも、之が口實を得るに苦しみつゝありし時、偶々尙寧の不遜の態度は島津氏をして其の出師に好理由を見出さしめ、此くして遂に豫定の行動を成就せしむるに至つたものであるとして、其の責任の全部を島津氏に負はしめんとする説と、之と全く反對に其の原因は専ら琉球が來聘の禮を盡くさず、却て排日親支の態度を執りたるに因るものであるとして、其の責任の凡てを琉球に歸せしめんとする説の二派があるが、吾人は其の何れも共に一方的の見方であつて、正鵠を射たるものでないと思ふ、島津氏の圖南の宿望も確かに其の一原因であつたに相違ないが、併し假令其の事なくとも彼をして膺懲の師を起さしむるに充分なりと思はるゝが如き態度を、當時の琉球の爲政者等の執りし事も亦掩ふ可からざる事實なるを以て、罪の全部を島津氏に負はしめ、琉球自身には何等の罪過無きものゝ如くに斷せんとすることは、決

して公平なる批判と稱するを得ない。

此の琉球の運命を一變せしめたる慶長の役の顛末に就ては、最も詳細に後世に傳ふべき筈であると思はるゝに、如何なる事情に因るものか、琉球の正史『中山世譜』の如きには極めて簡單に、『三十七年(明の萬曆三十七年我が慶長十四年)己酉春、日本大兵を以て國に入り、王を執へ薩州に至る』云々との記事があるに過ぎぬとの事であるが、斯かる事實の記述は蓋し琉球にとりては決して名譽の記録ではなく、寧ろ耻辱の追憶を永く後世に残すに過ぎぬ所から、或は琉球の正史には其の事實を詳記することを避けたものであらうかとも考へらるゝが、我が國にとりては慶長の役は琉球の從來の不即不離の態度を一變せしめ、近世の植民政策上の見地よりせば、植民地若くは植民的保護地として之を取扱ふことを得るに至らしめたる、極めて重大なる意義を有せる戦役なるを以て、其の概要を茲に述ぶることは、單なる史實としてよりは、寧ろ我が國民の植民的發展史の最初の一页を飾るべき事實として必要であると信するからである。

我が後陽成帝の慶長十四年(西曆一六〇九年)に島津氏の琉球征伐を決意するや、主將樺山久高副將平田増宗に命を傳へ、三千餘人の兵士と百餘艘の兵船を準備して、同年二月鹿兒島を出發せしめた、之より先き出征の準備成ると共に『琉球渡海之軍衆御法度之條々』なる軍令を發し、堂宇寺宮等は之を荒らしてはならぬ、又罪無き者を殺害し町人百姓等に迷惑を及ぼしてはならぬと云

1) 『沖繩一千年史』三七二頁。

ふ様の嚴命を下した、而して一行は薩摩國山川港に於て順風を待ち合せ、三月四日に解纜同七日に當時琉球の一屬島たりし大島に到着して之を占領し、續て徳之島・沖之永良部島等を従へ、同月二十四日那覇港外に迫り港内の状況を偵察せしめたるに、琉球に於ては謝名鄭廻豫じめ此の事あるを知り、自ら總司令となりて防備を嚴にし、港口には大砲を据付け鐵條網を張り、又島内各地に兵を配して應戰の準備を怠らなかつた、併し北門の要港運天港のみは自然の險を持つて守備甚だ不完全であつた、那覇港外に於ける戰鬪は薩軍に利あらずして一時退却の止むなきに至つたが、此の時偶々舟子の一人にして七島より來れる者、運天港の方面は天險に依頼して防備に缺くる所あるべきを以て、此の所より上陸するを可とせずやこの提議をなした爲めに、薩軍は急に兵船を此の方面に集中することゝなつた、然るに豫想に違はず運天港の防備は甚だ不完全なりしより、薩軍は此處に根據を置きて海陸兩方面より首里を突かんとする計畫の下に、副將平田の一隊は再び海路那覇に向ひ、主將樺山の率ふる一隊は陸路首里に進路を取りしが、此の策戰は巧みに功を奏し、中山軍の奮鬪勇戰も之を支ふことを得ず、謝名鄭廻の智謀も之を施すに途なく、薩軍は破竹の勢を以て首里城に迫り、終に國王尙寧をして城下の誓ひを爲さしむるに至つた、首里城の陥落と共に尙寧は一時浦添に移り薩將代りて城内に入りしも、戰亂の餘波を無辜の良民に及ぼし殺傷掠奪等の行爲ある可からざる事を部下に嚴命した。

此の如くして出征後約一箇月にして琉球全島の平定を見るに至り、同年四月六日樺山主將は國王尙寧・諸王子並に當時の高官等に陳謝の意を表せしめんが爲めに薩摩に渡航すべき旨を告げ、翌五月十四日琉球王の一行百餘人を警護して那覇を發し、同月二十五日鹿兒島に凱旋した、歸るに臨み本田親政を琉球に留めて臨時守護の任に當らしめた、之が薩摩の官吏の琉球に在勤することとなつた初めである。

琉球王の一行は着薩後暫く鹿兒島灣口の山川港に滞在せしが、六月二十三日に同港を發して鹿兒島に着し、數日後島津義久・義弘・家久等に面會して陳謝の意を表した、同年十二月島津氏は使臣を琉球に遣はし、全島各地を測量して其の經界を正さしめたが、之が後に琉球王の所領を割讓せしむる基礎となつたものである。

慶長十五年四月島津家久は尙寧王の一行を伴ひ海路大阪に到り、更に淀川を溯りて伏見に出で、同年八月駿府に着徳川家康の款待を受け、同月末江戸に到り將軍秀忠に謁し、秀忠も亦使者を遣して之を慰問せしめた、翌九月尙寧再度の登城に際し秀忠は宴を設けて之を慰め、且つ琉球王は一系相繼いで今日に至るを以て他姓を立つるは宜しからず、速かに國に歸りて祖先の祭祀を奉すべき旨を諭した、同月末家久及び尙寧は江戸を出發し、此度は中仙道を経て歸國の途に就いた、此の行往復共に過ぐる所の地方に命じて道路を修築し、橋梁を架し、舟車人馬を給して其の

往來に便ならしめたこと云ふ事である、之は従來朝鮮の使節の來朝せる時にも爲し來つた慣例であつて、一には外賓を待遇するの意味より、又一には國內の整頓せる状態を示すことに依りて自國に對する信頼の念を厚からしめんとする主旨より出でたるものゝ如くに思はるゝ。

慶長の役は獨り島津氏のみならず、幕府に於ても頗る之を重大視し、其の結果如何を多大の興味を以て注意しつゝありしことは、戰勝の報に接したる時、將軍秀忠の島津氏に送れる左の書信によりても之を窺ひ得るのである。

致于琉球差越、兵船彼黨數多討捕之、殊更國王及降參、三司官以下近日著岸趣、誠以希有之次第候、委細本多佐渡守可申也

七月五日

秀忠 判

島津修理入道殿

慶長十四年五月尙寧が一族及び大小の官人百餘名と共に薩摩に護送せられしより以來既に二箇年餘を経過し、其の間島津氏は家臣に命じて先島(臺灣)に最も近き琉球諸島の一部にして、宮古・石垣・入表の三島より成る)を測量せしめ、次で大島・徳之島・沖之永良部島及び與論島等に使臣を遣はして檢地を爲し、何時にても之を其の直轄の下に置き得るよう準備を整へた、(藤田親義氏は其の著「琉球と鹿兒島」中に、「琉球入りの翌年即ち慶長十五年島津氏は十四人の御竿入奉行と

百六十八人の役人などを琉球に派遣して檢地を行はしめ、茲に愈々宗主國としての權利を行使すべく、政治經濟其の他に色々の施設を始めた』と述べて居る¹⁾、此くして同十六年八月に至り新に琉球王の所領に歸せしむべき地方の目錄を作り、之と共に別に薩摩琉球間の關係及び琉球の將來の統治方針に關する規約十五箇條を定めて之を尙寧に交付し、且つ琉球王及び其の臣下は薩摩の君主に對しては永久忠誠を誓ふべき旨の誓書を提出せしめて、同年九月尙寧及び其の一行の歸國を承認することゝなつた、此の時以來一般に五島又は道之島の名を以て知らるゝ大島・喜界島・徳之島・沖之永良部島及び與論島は、琉球より分割せられて薩摩の直轄となり、琉球王の所領は之を惡鬼納・伊江・久米・伊勢那・計羅摩・伊平屋・宮古・登那幾・八重山等の諸島に限り、之と同時に又琉球よりの毎年の朝貢物を明かに定めて其の目錄を交付した、『南島紀事』に據れば『惡鬼納・伊江島・久米島・伊勢那島・計羅摩・與部屋・宮古島・登那幾・八重山島總合八萬九千八十六斛、右諸島の封疆國主の有と爲し之を分配す、但毎年薩摩に貢納すべき物は、芭蕉布三千端、上布六千端、下布一萬端、唐苧千三百斤、綿子三貫目、櫻柁細黒繩各百房、筵三千八百枚、牛皮三百枚と定む』²⁾とある、而して當時尙寧の島津氏に提出した誓書の内容は次の如きものであつた、³⁾

一、琉球之儀、自往古爲薩州島津氏之附庸、依之大守被讓其位之時者、嚴艤船以奉祝焉、或時々以使者使僧獻陋邦之方物、其禮義終無怠矣、就中太閤秀吉公之御時被安置者、相附薩州

1) 『琉球と鹿兒島』七頁。
 2) 後藤敬臣編『南島紀事』、中卷、三六頁。
 3) 『沖繩一千年史』三八七頁。
 伊波普猷氏著『孤島苦の琉球史』一六四頁。

舊役諸式可相勸旨雖無其疑、遠國之故不能相達右之御法度、多罪々々、因茲琉球國被破却、且復寄身於貴國上者、永止歸郷之思、宛如鳥之在籠中、然處家久公有御哀憐、匪管途歸郷之志、割諸島以賜我、其如此之御厚恩何以可奉謝之哉、永々代々對薩州之君毛頭不可存疎意事。

一、到子々孫々、讓與此靈社起請文之草案、不可忘却御厚恩之旨、可令相傳事。

一、所被相定之御法度、曾以不可致違亂事。

慶長十六年九月十九日

中山王 尙寧判

進上羽林家久公

此の誓書は獨り尙寧のみならず、一行の重臣等も亦之が提出を迫られたのであるが、慶長の役の巨魁とも稱すべき謝名鄭廻のみは斷乎として其の連判を拒絶した爲めに、終に斬首の刑に處せられた、『沖繩一千年史』の著者は彼に就て記して曰く、『慶長役を起せし首魁と目せらるゝ、若那親方鄭廻は字を利山と稱し、永祿八年明の大學南京國子監に入りて學を修め、尙寧王の代慶長十一年二月三司官に擧げられ、初めて國政に參與するを得て以來、王の信任を得たることは終始一貫した、……………而して彼の不撓不屈の精神は、鹿兒島に幽囚中に長崎を経て明朝に密書を送らんとしたることさへあり、云々』と、又以て彼の人と爲りの一端を窺ふことを得るのである。

又前記の十五箇條の規約の内容は次の如きものであつた、薩藩の命令ある場合の他は明國に物を注文す可からざる事、從來由緒ある者と雖も職務に堪へざる者には知行(俸給)を與ふ可からざる事、女子には知行を與ふ可からざる事、私に人を奴僕と爲す可からざる事、寺院を増設す可からざる事、薩州の證符を所持せざる者は通商を爲す可からざる事、琉球人を内地の籍に編入す可からざる事、貢納は定規に違ふ可からざる事、三司官を差し置き他人に就て事を爲す可からざる事、強難強糴を爲す可からざる事、爭論を爲す可からざる事、農商の定税以外に妄りに收斂を爲す可からざる事、縦まゝに商船を他國に往來せしむ可からざる事、量は京榭以外の物を用ゆ可からざる事、博奕僻事を爲す可からざる事、以上十五箇條は謹んで之を遵守すべく、若し犯す者あらば嚴罰に處する旨を定められた。

此の如くして尙寧及び其の一行は、恰も人質の如き形に於て殆ど二箇年半に近き日子を空しく薩南の假寓に費し、漸く慶長十六年九月二十日に至りて薩摩の地に別れを告ぐることを得、同年十月二十日夢寐の間も忘れんとして忘るゝこと能はざりし故國琉球に歸來することを得たのである。

慶長の役及び之が齎せる結果は要するに以上の如くであつたが、是に由りて觀れば同役以前には琉球と我が國との關係は、假令其の間に朝貢來聘等の事實ありとしても、這は單に隣國交を締

1) 『南島紀事』中巻、三七頁以下。
『通俗琉球史』、二九一頁以下。

する場合に於ける一種の儀禮と看做すべき程度のものであつて、之れありしが爲めに今日の所謂母國植民地の關係は、既に同役以前より成立し居れるものゝ如くに論ずるのは當らない、寧ろ同役以前には琉球は支那を宗主國の如くに考へ、支那も亦之を自國の屬國又は外藩の如くに看做して取扱ひ來つたものである、吾人が茲に『琉球は支那を宗主國の如くに考へ、支那も亦琉球を屬國の如くに看做して取扱ひ來つた』と言ひ、敢て『琉球は支那の屬國であり、支那は琉球の宗主國であつた』と言はない所以は、此の當時に於ては固より宗主國たり屬國たる關係は今日の如くに國際條約に據つて定まるものではなくして、全く實力關係に依つて定まつたものである、故に若し支那が實力上宗主國たる資格を備へ居たりとせば、屬國琉球の此の如き一大國難を、對岸の火災視して全く顧みなかつたと云ふが如き事はあり得べからざることであらう、殊に戰敗の結果尙寧及び其の一族大官等の薩摩に護送せられた事實を、殘留せる中山の臣より明國政府に通じたるも、明主は毫も之を意に介せず、従て又何等の善後策を講せんともしなかつた、換言せば琉球の處分問題に付ては、全然島津氏の爲すが儘に放任して顧みなかつたと云ふ事は、結局明國と琉球との間には實力關係に於ても、果して眞に宗主國たり屬國たる關係が成立して居つたかを疑はしむるものがあるからである。

然るに慶長の役以後、琉球は政治上に於ては薩摩即ち我が國の保護監督を受くることとなり、

尙寧以降尙泰に至る迄王位を代ふること十三世、年を閲すること約二百六十年間に亘る琉球の政治は、殆ど島津氏に依つて左右せられて居つたと稱しても差支へない、之が爲めに島津氏は琉球に奉行所を置き(那覇の西村に一大官所を設け之を御假屋おかりやと稱して居つた)、又琉球よりも薩摩に官人を遣はして相互の意志の疏通を計り、其の監督上に遺憾なからしむるようになつた、要するに慶長の役以前には支那を宗主國の如くに看做し、多年其の禮を執り來つた琉球も、同役以後は薩摩即ち我が國の屬國たる實を示すこととなり、其の政令を奉じ、貢租を納め、王位の繼承及び重臣の任免等に就ても、島津氏の認許を受くるに至り、國王の即位には謝恩使を、又將軍の襲任には慶賀使を幕府に送りて恭順の意を表することとなつた、尤も其の後と雖も支那とは引續き使節を交換して、經濟上の利益のみは之を失はざらんことに努めたが、併し政治上に於ては何等の干渉をも受けなかつた、琉球が我が植民政策上の目的物となるに至つたのは、實は此の時以後の事であつて、之より以前には琉球は寧ろ支那の植民的地域たるが如き觀はあつたが、我が國との關係は通商貿易の一友國たる以外には政治上特に注意すべき程のものではなかつたと稱して可い。

此の如くにして我が國の支配の下に歸したる當時の琉球は、之を植民政策上より觀察せば純然たる我が國の植民地と看做し得べきものであつたか、或は又植民的保護地と看做すべきものであつたかと云ふ事に就ては、多少疑問がある。

島津氏が琉球を平定し其の國王を降服せしめたる功に依り、家康は左の書信、

琉球之儀、早速屬平均之由注進候、手柄之段、被思召即彼國進候條、彌仕置、可被申付候也

七月五日

家康 黑 印

島津少將殿へ

を送りて島津氏に琉球を與へ、茲に琉球は確實に島津氏の領有に歸することゝなつたが、之が統治は特別の事情のある所より、特殊の機關即ち奉行所を置いて之に當らしめたと云ふ點より考ふる時は、純然たる植民地と看做し得べきやうであるが、併し又他方より之を考ふる時は、島津氏の領有に歸したる後と雖も、琉球には引續き傳統的の王位を繼げる琉球王なる者が在り、内外に對する主要なる政務は島津氏の指揮監督を受けて之を行へるも、然らざる政務は自ら單獨に之を處理して居つた、斯かる點より考ふる時は、薩藩統轄時代に於ける琉球は、純然たる我が國の植民地と稱せんよりは寧ろ植民政策上に所謂植民的保護地の一種であつたと觀た方が眞に近いようにも思はるゝ、尤も普通植民的保護地と稱せらるゝものは、外交軍事及び財政に付ては保護國の指揮監督を受くるも、一般内政には原則としては保護國は關與しないのを本體とするも、琉球の場合には内政上にも薩摩の監督權の及んだと云ふ相違はあるが、併し此の如きことは決して植民的保護地たる本質を全く失はしむる程の重大なる事項ではない、而して琉球には前述の如く慶長

の役以後と雖も微力なりとは謂へ尙ほ國王があり、薩摩の監督を必要とせざる事項に付ては自ら單獨に島内を統治し來れるを以て、之を嚴密なる意義に於ける純然たる植民地と同一視すること、は當を得ざるが如くにも考へらるゝ。

島津氏が家康より領したる後の琉球の統治に就ては、之を如何にすべきかと云ふ事は全く自己の方寸に存する譯であるが、島津氏は之が統治に極めて巧妙なる政策を執り、即ち多年の歴史と一種の特長を有せる琉球本來の文物制度は能ふ限り之を保存して、妄りに島民の自尊心を傷くるが如き態度に出でしめざるよう注意し、之が爲めには從來の琉球王國を根本的に破壊して、新に母國の制度を移入せんとするが如き、所謂政治的の勢力の扶植は寧ろ之を従たるものとし、經濟的に琉球の地位を利用して通商貿易の利益を收めんとすることを其の主たる目的となしたるを以て、此の目的を達するに便宜なる從來の政策は成るべく保存し、琉球王をして自由に之を處理せしめた、現に琉球が薩摩の領有に歸し、其の監督政治の下に置かるゝことゝなりし以後に於ても、琉球王は支那に對して朝貢の禮を廢せず、支那も亦琉球王の即位ある毎に冊封使を送りて從來の關係を維持し來つた、琉球史の研究者にとりては今日に至る迄貴重な資料となつて居る『中山傳信錄』（康熙六〇年）の著者徐葆光、『琉球國志略』（乾隆二二年）の著者周煌、『使琉球記』（嘉慶七年）の著者季鼎元、『續琉球國志略』の著者齊鯤の如きは、實に是等の冊封使中の錚々たる

者であつた。

然らば何が故に島津氏が自己の領有の下に歸したる琉球の國王をして、更に支那の冊封を受けしむるが如きことを爲さしめたか、這は既に前にも述べたるが如くに(本論叢第二十三卷第一、朝貢及び冊封と通商貿易との間には極めて密接なる關係存し、通商貿易の利益を全ふせんと欲せば、朝貢及び冊封に依りて先づ支那との親交を厚ふするの必要があつたからで、即ち之が目的ではなくして、通商貿易を爲すに最も有效なる一の手段であると考へられたからである、而して琉球の通商貿易の利益は取りも直さず薩摩の利益に歸すべきを以て、目的の爲めには手段を擇ばず朝貢にまれ冊封にまれ、斯かる事は凡て從來の慣例に依り琉球王をして自由に之を處理せしめたものである、此の點に關して藤田親義氏は其の著「琉球と鹿兒島」中に次の如くに述べて居る、「琉球から貢物を積んで支那に赴く船を進貢船と云ひ、支那から冊封使を載せて琉球に航する船を冠船と云つた、進貢船は常に琉球の財政を豊富にするのみでなく、之が爲めに島津氏の受くる利益も莫大なるものがあつた、琉球の進貢船が支那に赴く時は、島津氏の方では「御糸荷」と云つて沖繩人の支那に行く者に内地の貨物の依託販賣をなさしめ、又は薩吏を琉装せしめて進貢に従はせ、彼地(福建)に於て監督の傍ら支那人と交易して甘い汁を吸ふことに努めたものである、……琉球王の世子が王位に即く時には冠船に乗れる冊封使が支那皇帝の詔勅を奉じて琉球に來り、之を世

子に授けて琉球王に封するのである、冊封使の一行は上下七八百人の大勢で威風堂々首里王城に乗り込み、首尾よく使命を果たした後は悠々半年位も滞在し、此の間數百人の支那人が有るだけの金を蒔き散らし、非常の贅を盡くすために冠船の渡來と共に琉球の天地は春風春水一時に到るの光景を呈した』¹⁾と。

又許田星村氏も『通俗琉球史』中に最も露骨に當時の状況を寫して、『琉球國王の即位毎に支那皇帝の冊封使の渡來せる時、沖繩本島に滞在せる薩摩の官吏等は、皆密かに今歸仁の運天港に逃走して居つた、之は支那人を恐れて逃げたのではなく一種の手品的殖民政策であつた、近世に至つては遠き國頭の運天港には行かずして、支那の冊封使が沖繩に來たる前に豫じめ那覇より二里許り隔たれる城間に逃げて、冊封使の歸國する時迄靜かに隠れて居つた、支那の冊封使の那覇に滞在中は城間に隠れ、支那人等の歸國すると同時に又那覇に來つたのは實に滑稽で、隠れん坊のようにもあり、無邪氣な所もあつた、其の頃鹿兒島の官吏と支那官吏の機嫌を取つて居つた中山政府の役人こそ誠に氣の毒千萬であつて、若し薩摩の官吏の沖繩本島に滞在して居る事を、支那人に感知せられたら夫れは大變である、何故なれば今迄の冊封使が來なくなり支那との交際が斷絶すると、沖繩の貿易上大なる損失を招くのみでなく、其の裏面に於ては薩摩の經濟状態に大打撃を受くる所より、心ならずも斯ような喜劇を演じて居つた譯である』¹⁾と言つて居る。

1) 『琉球と鹿兒島』八乃至九頁。

1) 『通俗琉球史』三〇一乃至三〇三頁。

當時我が國にては薩摩は固より幕府に於ても對支貿易を如何に重要視したるかは、尙寧の尙ほ薩摩に滞在せる時、幕府は島津氏に命じ尙寧をして明人に説かしめ、我が國と通商互市を爲さしめんことに努めたる事實あるを以ても之を知ることが出来る、「南島紀事」は此の消息を傳へて曰く、「尙寧鹿兒島に寓するの日家久・義弘幕旨を奉じ書を明國福建に贈らしむ、家久僧文之に命じ書を草し尙寧に授く、尙寧已むを得ずして之を諾す、其の書に曰く、「琉球國王尙寧書を大明國福建の軍門老大人閣下に上る、小邦は日本の薩摩を去る僅に三百餘里、三百年來時を以て不腆の物を献じ其の好を修む、頃者其の貢期を愆るの故を以て薩摩兵を小邦に進め小邦荒墟となる、誠に天の命する所、今不幸にして俘囚となり薩摩に在ること已に三年、州君家久公外武勇を好み内慈憫を懷き、我を待つに貴客を遇するの禮を以てし三年一日の如し、之に加ふるに我を小邦に送還す、是に於て邦民市に歌ひ野に拊つ豊幸にあらずや、州君言を我に寄す、其の言に曰く、夫れ邦國の四方に在るや、金玉贏りありと雖も或は錦繡給らず、粟米盈つるも或は器皿缺く、若し餘りありて散せず足らずして聚むること無ければ則ち民用費らず其の貨も亦腐傷せん、坐ながら其の腐傷を待たんよりは有無を通じて各其の所を得るに如かず、日本金玉器皿無きにあらず、但其の土宜質素にして中華の文質彬彬に及ばず、是故に小邦をして謀を兩大國に參せしめ、一は以て日本の商船をして許して之を大明の邊地に容れしめ、二は以て大明をして商船を小邦に來らし

め、交々相貿易せん、三は以て一遣使をして年々其の貨の有無を通せしめん、是れ翅に兩國の人民を富ますのみにあらず、大明も亦倭寇の爲めに嚴に兵備を設くるの煩を免れん、三者若し之を許すこと無くんば、日本西海道九國數萬の軍をして大明に進寇せしめ、大明數十州の日本に隣る者必ず近憂あらん、是れ皆日本大樹將軍の意にして州君兩國の志を通せんと欲する所以の者なり、伏て冀くば軍門老大人斯の三者に於て一を此に許さば、我が小邦大に大明の德に沐し且つ日本の夙志を遂げん、是れ亦天朝遠きを恤み小を字ふの仁心なり、若し然らば則永く藩職を守り貳心を生ずる無く、遐方化に嚮ふの念世を没するまで忘れざるなり、楮に伏し鄙忱を伸べ仰で尊焯を祈る」、²⁰¹

以上諸種の事情を綜合して考ふる時は、島津氏の琉球に對する政策は勿論、幕府即ち當時の我が國の中央政府の方針も、琉球に對しては政治上の勢力の扶植よりも、之を利用して經濟上の利益を獲得せんことを主眼となし、此の目的を達するに必要な範圍に於ては琉球王の施政に監督制限を加へたるも、然らざる一般の政務に付ては深く之に關與せざりしことを知るを得べく、是れ吾人をして當時の琉球は純然たる我が國の植民地と謂はんよりは、寧ろ之を植民的保護地と稱する方却て真に近きが如くに思はるゝと言はしめたる所以である。

琉球史上に驚天動地の一大事變を惹き起したる尙寧は元和六年(西曆一六二〇年)九月病を獲て

歿した、彼は五十七年の不遇の生涯を終るに臨み、「不幸にして海外の大勢を察せず、謝名鄭廻の言を信じ、時局を過まり國難を惹起し、剩さへ身は捕虜となりて他國に其の耻を洒した、今更何の面目あつて祖先の靈と合することを得よう、予は浦添山に孤立して眠りたい」との遺言をなして瞑目したと傳へられて居る、浦添の世衰墓よちだいらと稱せらるゝのは即ち其の耻辱の追憶を後世に傳ふる唯一の記念物であつて、琉球史を繕く者には彼の生涯の最後の頁に對しては一片同情の涙を禁じ得ざるものがある。